

# 電波利用料制度の見直しについて

# 1 電波利用料制度の概要

良好な電波環境の構築・整備を図るための行政経費に充てるものとして無線局免許人から毎年徴収する手数料(いわゆる、マンションの管理費用)(平成5年4月導入)

国

## 電波利用共益事務

～電波の秩序維持～

安定的な電波利用の確保

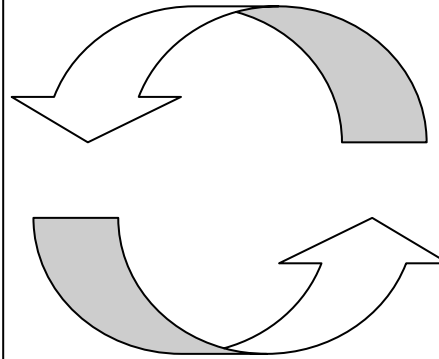
- ・電波監視
- ・無線局データベースの運用

有限な電波資源の効率的利用

- ・アナアナ変換  
(約100MHzの空き周波数を確保)
- ・技術試験事務  
(電波の有効利用のための実用段階の技術開発)

等

電波利用料



受益

無線局免許人

- ・携帯電話事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・電力事業者
- ・アマチュア無線

等

# 1 - 2 電波利用料の収支決算推移

## 1 収支決算の推移

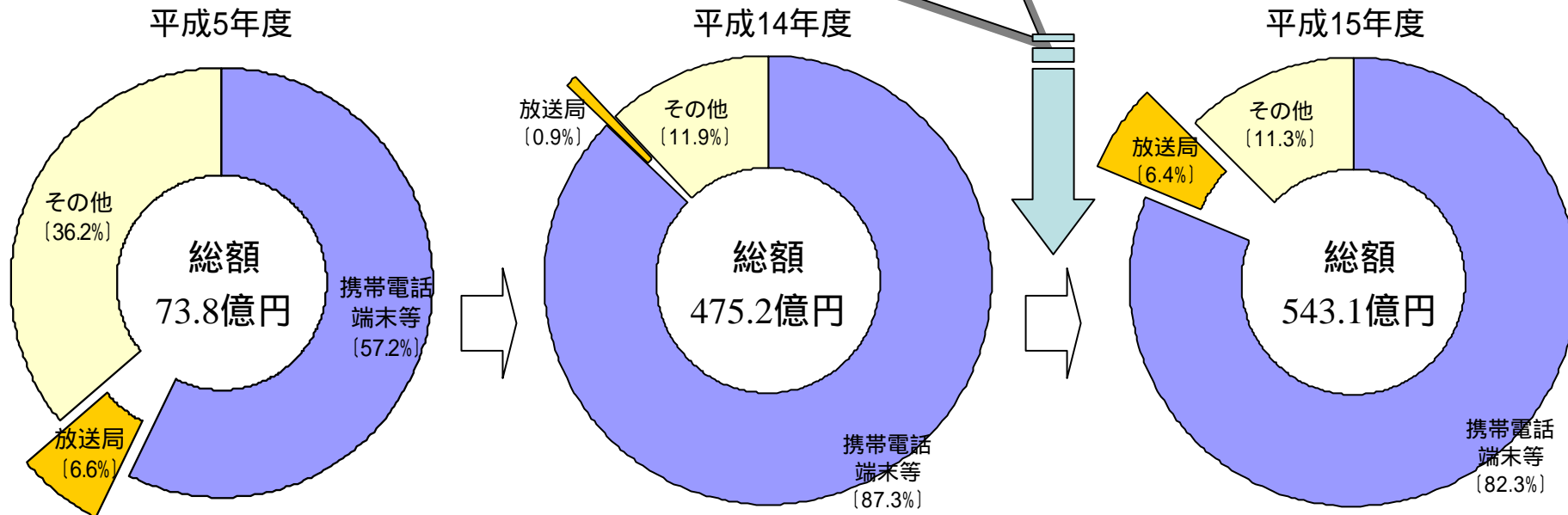
(単位：億円)

平成年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
収入決算	73.8	84.5	140.4	214.4	252.7	370.1	356.8	408.6	449.5	475.2	543.1	552.4
支出決算	66.6	72.8	111.5	158.3	261.8	311.6	328.9	393.1	390.0	437.7	688.3	580.2

注) H15年度の値は決算速報値、H16年度の値は収支予算。

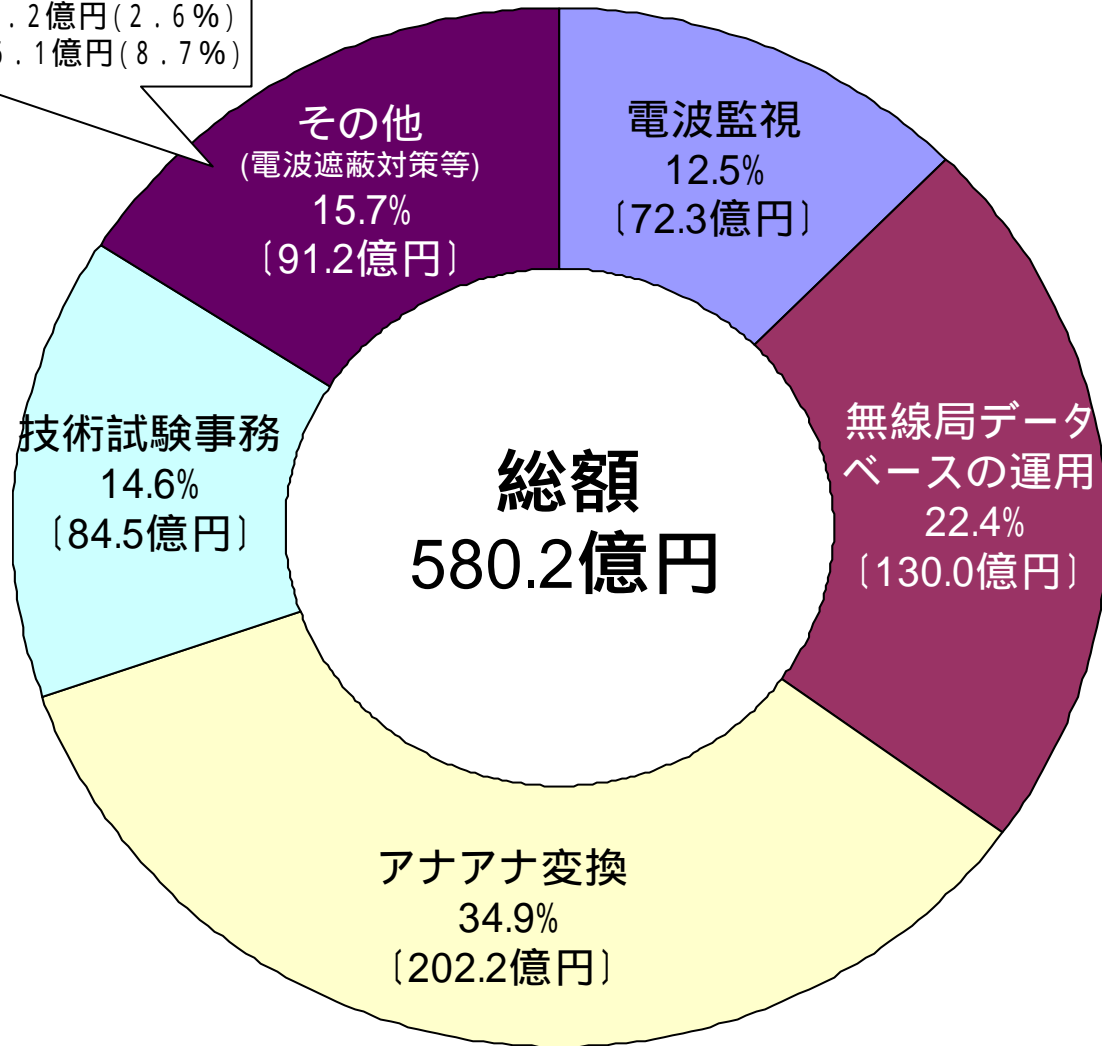
## 2 収入内訳の比較

在京キー局を中心に地上TV放送局の電波利用料値上げ  
(年間負担総額約5億円 約35億円:平成15年度から8年間の暫定措置)

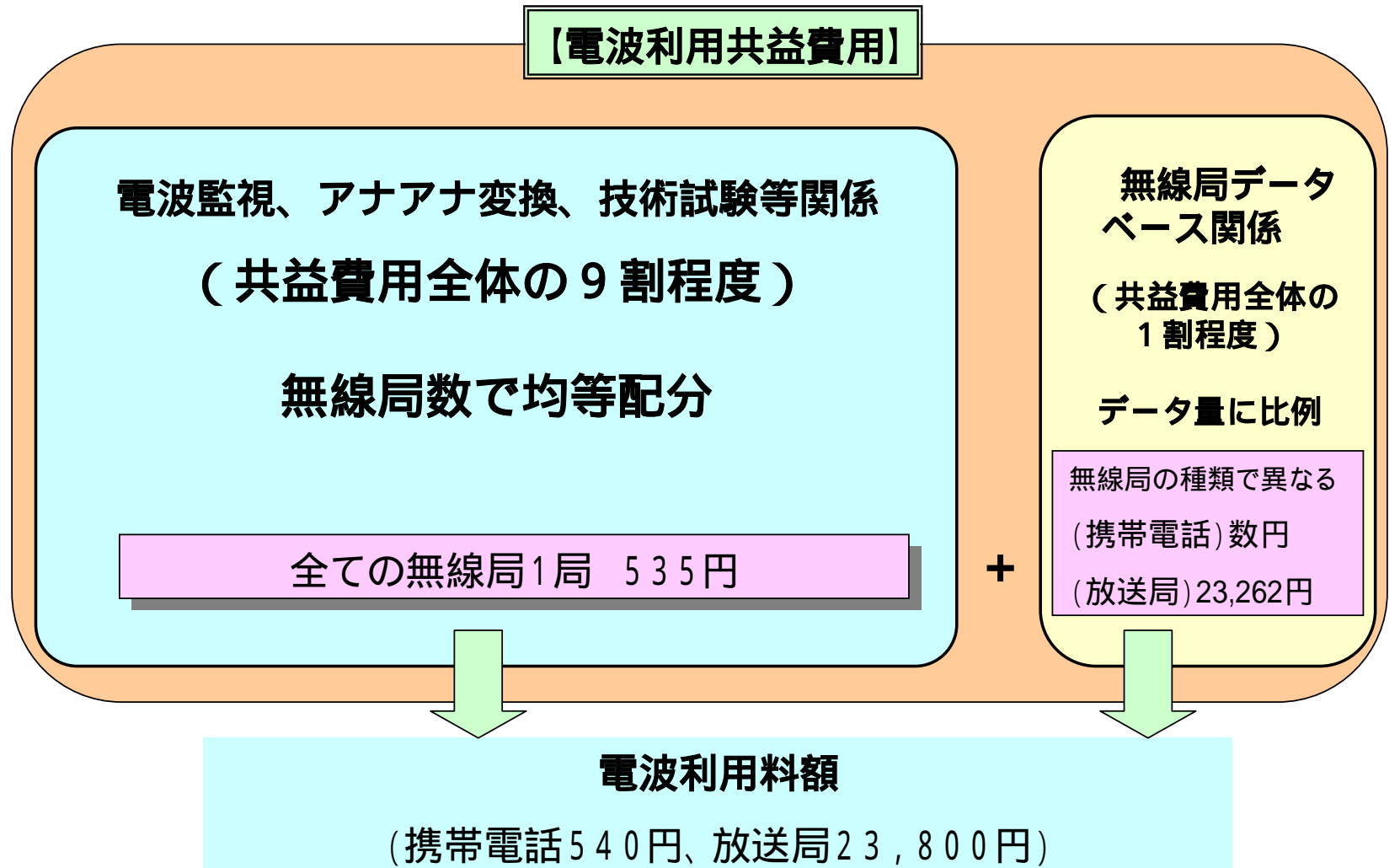


# 1 - 3 電波利用料の歳出予算内訳(平成16年度予算)

- ・電波遮蔽対策: 19.9億円(3.4%)
- ・電波の安全性確保調査: 15.2億円(2.6%)
- ・その他(人件費等): 56.1億円(8.7%)



# 1 - 4 電波利用料額の算定



# 1 - 5 電波利用料をめぐる主な論点

現  
状

全  
な  
論  
点

## 1 基本的性格

共益費用(手数料)  
〔特定財源〕

手数料の性格を  
維持することの是非

使用料概念を導入  
することの是非

導入する場合の性格  
としては、

- ・公物占用料等  
〔特定財源〕

## 2 算定要素

原則、無線局数で  
均等配分

経済的価値を反映  
することの是非

反映する場合の要素と  
しては、

- ・市場原理の活用
- ・量的要素  
(帯域幅、出力)
- ・地域性
- ・収益性や公益性

## 3 使 途

### 電波利用共益事務

- ・電波監視
- ・無線局データベース運用
- ・電波の有効利用のための  
実用化段階の技術開発
- ・アナアナ変換
- ・その他の電波の適正な  
利用確保に関する事務

利用料の使途を拡大  
することの是非

拡大する場合の要素例と  
しては、

- ・基礎的な研究開発
- ・ユビキタス社会実現に  
向けた対策
- 等

徴収総額(現行550億円  
程度)の増減

## 4 納付義務者

### 無線局免許人

(国、地方公共団体は減免)

特例措置を見直すこと  
の是非

見直す場合の論点としては、

- ・国、地方公共団体からの  
徴収の適否
- ・免許不要局からの徴収  
の適否
- ・新規ビジネスへの優遇  
措置の適否

# 1 - 6 電波利用料のあり方に関する国会附帯決議

衆議院・総務委員会(平成16年4月13日)

- 三 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 四 電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

参議院・総務委員会(平成16年5月11日)

- 四 電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。
- 五 電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。

## 2 電波利用料制度の見直しの方向性概括

現行制度

共益費用を賄うため、無線局免許人等が、原則均等負担

見直しの方向性

共益費用を超え、電波利用料の  
用途の拡大

- ・電波資源拡大のための研究開発
- ・ユビキタス社会実現に向けた対策

現行の電波行政費用の効率化  
努力

料額の算定方式の見直し

- ・算定要素として、電波の逼迫の程度、量的要素(帯域幅、出力)等を勘案

納付義務者の特例措置の見直しの適否

- ・国、地方公共団体の扱い
- ・免許不要局の扱い

本年度法改正により、電波利用料を納付する者は、従来の無線局免許人から、免許不要局(電気通信事業者又はメーカー)に拡大。(下記参考参照)  
但し、電波再配分に係る追加的電波利用料に限る。

【参考】電波利用料の定義(電波法第103条の2 第2項より)

「電波利用料」とは、次に掲げる事務(下記参照)その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために、免許人又は免許不要局の開設者等<sup>( )</sup>が納付すべき金銭。

( ) 免許不要局のうち、電気通信事業者等が提供するサービスに係るものについては、当該電気通信事業者等が負担。  
その他の免許不要局(情報家電など)については、技術基準適合証明を貼付したメーカーが負担。

[現在の電波利用共益事務]

電波監視      無線局データベースの運用      実用化段階の研究開発(技術試験事務)      アナアナ変換に係る給付金支給  
電波再配分に係る給付金支給      その他(遮蔽対策等)



# 2 - 2 電波利用料負担の現状と見直しの方向性

